

国道286号線の自転車歩行者道に設置されている「車止め」を撤去等してほしい

(行政苦情救済推進会議の検討を踏まえたあっせん)

1 行政相談の受付等

- (1) 行政相談の受付日：平成14年10月22日（東北管区行政評価局受付）
- (2) 実地調査の実施日：平成14年11月
- (3) 行政苦情救済推進会議の開催日：平成14年12月18日
- (4) あっせん日：平成15年2月26日
- (5) 関係機関：仙台市

2 行政相談への相談要旨

国道286号線の仙台市太白区西多賀から同長町方面の自転車歩行者道に、逆U字型の車止めが約50メートルおきに多数設置されている。

これは自動車が当該歩行者道に入るのを防止するためのものと考えられるが、設置数が多く、自転車や歩行者が通行する際に支障となっている。

また、夜間は、対向車のライトが逆光となって、この車止めが見えにくく、ぶつかる危険性もあるので、もう少しこの車止めを減らす等して、自転車、歩行者等が通行しやすいようにしてほしい。

連絡先：首席行政相談官（八木澤 賞）

電話：022-262-7840

住所：〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23
仙台第二合同庁舎

3 当局によるあっせん

【あっせん事項】

自転車歩行者道に設置されている車止めは、違法駐車 of 阻止、自動車と自転車又は歩行者との事故防止などの役割を果たしてきたとみられる。

一方、これらの車止めの中には、設置後相当の年数が経過していることから、当該車止めに係る道路の交通環境が変化してきているものがみられる。

今回申出のあった国道286号線のほか、主要地方道仙台塩釜線等について、その設置状況をみたところ、車止めの個々の具体的な設置の必要性や理由が必ずしも明確にされておらず、設置方法が区々となっている状況等がみられた。

このため、市内の自転車歩行者道の車止めについて、自転車及び歩行者の通行の支障の有無、安全性を確保する上での必要性等について現状把握し、その結果に基づいて所要の対策を講じることについての検討が必要であるとみられる。

なお、この検討に当たっては、視覚障害者等に対するバリアフリー化の促進、都市の進展に対応した街づくりの推進の観点にも配慮することで、より効果的な対策になると考えられる。

4 当局が行った実地調査等

当局は、平成14年11月に、仙台市が維持管理等している国道286号線の自転車歩行者道に設置されている逆U字型の車止め30基のほか、主要地方道仙台塩釜線等の自転車歩行者道に設置されているものについて実地調査を行いました。

この結果、次の状況がみられました。

- ① 設置数が多く、歩道通行者に圧迫感を与えるような形態のもの（写真）。
- ② 一連の歩道上において、設置形態が異なっているもの。
- ③ 倒壊しているもの。

